

舞鶴市SDG s 体験プログラム実施業務 仕様書

1. 目的

舞鶴市は2019年にSDG s 未来都市に選定されており、また豊かな自然、歴史・文化、幅広い地域コミュニティがあり、若者を惹きつける魅力的な地域資源がある。一方で、地域の担い手不足や、海洋プラスチックなど、この地域固有の課題がある。この地域資源を生かしつつ地域課題解決型の関係人口を増加させ、将来の担い手・移住者となるきっかけを生み出すため、若者向けのSDG s 体験プログラムを企画する。

2. 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、指示を仰ぐこと。

3. 本業務内容

本業務の概要を示したものであり、実施に当たっては、十分に打ち合わせを行うこと。

- (1) SDG s 体験プログラムの企画、実施
 - ・市内外の学生が、本市を訪れ地域課題解決に取り組む市民団体や地元企業人との交流を通し、課題解決に向け取り組むプログラムを企画、実施すること。
 - ・SDG s 体験プログラムの数は問わないが、合計3回以上本市を訪れる機会を創出すること。
 - ・SDG s 体験プログラムを実施する際には、市内の地域資源（人、物、場所）を活用すること。
 - ・SDG s 体験プログラムを実施する際には、市内外の学生30人以上参加させること。
 - ・SDG s 体験プログラムを実施する際には、市内宿泊施設に宿泊すること。
 - ・SDG s 体験プログラムの成果発表を行う成果発表会を実施すること。
 - ・舞鶴市をPRするため、SDG s 体験プログラムの様子を動画に撮影すること。また、撮影した動画を編集し、5分程度の動画1本以上を作成すること。なお、SDG s 体験プログラムの参加者や訪問施設等に動画の撮影や公開等についての許諾を得ること。
- (2) 業務報告
 - ・業務の進捗状況の把握や、民間事業者の参入意欲などの情報を共有するため、月1回以上業務の状況を報告するものとする。報告の方法については、対面の他、メールや電話会議等によるものとし、協議録の作成を行う。

4. 業務計画書

受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、調査職員に提出して承諾を得なければならない。

5. 成果品検査

本業務の完了後、成果品を提出し検査を受けるものとし、本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

6. 成果品

- (1) 成果品は業務報告書とし、製本及び電子媒体による。
- (2) 製本による業務報告書は、カラー刷りで2部提出するものとする。
- (3) 電子媒体による業務報告書は、CD-Rに業務名称を印刷して、1部提出するものとする。
- (4) 業務報告書には、業務全般についての報告のほか、各実施事業ごとに事業の目的、目標（定性または定量）、事業内容、事業実施の様子がわかる写真、使用した資料や募集広告、事業効果などを記入すること。

7. 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て舞鶴市の管理及び帰属とし、受託者は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。

以上